

GRI Standard 特定項目		掲載ページ(タイトル)
GRI416 顧客の安全衛生		
103-1	マテリアルな項目とその該当範囲の説明	P56:品質保証の基本方針と体制
103-2	マネジメント手法とその要素	P56:品質保証の基本方針と体制
103-3	マネジメント手法の評価	P56:品質保証の基本方針と体制
416-1	製品およびサービスのカテゴリリーに対する安全衛生インパクトの評価	P55:化学物質管理 P56-58:製品責任
GRI419 社会経済面のコンプライアンス		
103-1	マテリアルな項目とその該当範囲の説明	P83:コンプライアンス
103-2	マネジメント手法とその要素	P42-43:2020年度サステナビリティ活動ハイライト P83:コンプライアンス
103-3	マネジメント手法の評価	P84:内部通報制度 P84:モニタリング
419-1	社会経済分野の法規制違反	P84:モニタリング

■KPMGあずさサステナビリティによる工場往査の様子



宇都宮工場



独立した第三者保証報告書

2021年9月8日

住友ベークライト株式会社
代表取締役社長 藤原 一彦 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町一丁目9番7号

代表取締役

齋藤 和彦

当社は、住友ベークライト株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した統合報告書2021(以下、「統合報告書」という。)に記載されている2020年4月1日から2021年3月31日までを対象とした マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標及び環境会計指標(以下、「指標」という。)並びにグローバル・サステナビリティ・スタンダード・ボード(以下、「GSSB」という。)の GRI サステナビリティ・レポート・スタンダード 2016(以下、「GRI スタンダード」という。)のコア(中核)オプション準拠に関する自己宣言に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。統合報告書に記載。)に従って指標を算定し、表示する責任、また、GSSB の定める基準に準拠して GRI スタンダードのコアオプション準拠の自己宣言を行う責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主として統合報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析の手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- 統合報告書の作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した宇都宮工場における現地往査
- GRI スタンダードのコアオプション準拠の自己宣言について GSSB の示す基準に照らした検討
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、統合報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていない、または、GRI スタンダードのコアオプション準拠の自己宣言が GSSB の示す基準を満たしていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計上の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第 1 号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上